

西日本高速道路株式会社関西支社等入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和5年7月28日(金) 関西支社 2階 大会議室	
出席委員 (五十音順・敬称略)	渦岡 良介(京都大学防災研究所教授)、黒田 愛(弁護士)、 仁木 恒夫(大阪大学大学院教授)、安尾 明裕(弁護士)、 山口 隆司(大阪公立大学大学院教授)	
審議対象期間	令和4年10月1日～令和5年3月31日	
抽出件数／対象件数	7件／1,765件	件 名 等
工 事	一般競争入札	2件／ 8件 大和北道路 大江第一高架橋他4橋(下部工)工事 名神高速道路 小曾根高架橋他2橋耐震補強工事
	条件付 一般競争入札	2件／ 31件 福知山高速道路事務所管内(特定更新等)盛土補強工事(令和4年度) 和歌山高速道路事務所管内 伸縮装置取替工事(令和4年度)
	指名競争入札	0件／ 0件 —
	随意契約	1件／ 11件 新名神高速道路 甲賀土山IC受配電設備改造工事
調査等	1件／ 57件	近畿自動車道名古屋神戸線(大津～城陽)宇治田原町 大型物件再算定業務
維持管理役務及び 物品・役務	1件／ 56件	阪和地区凍結防止剤等購入
少額契約	0件／1,602件	—

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回 答
<p>【入札監視事務局からの報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質疑等なし <p>【入札・契約手続きの運用状況等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質疑等なし <p>【抽出事案の説明】</p> <p>(工事)</p> <p>◆大和北道路 大江第一高架橋他4橋(下部工)工事 〔一般競争入札〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1者入札を辞退していますが、理由は何ですか。 <p>・付加点を付与した者は、技術提案のどのような点を評価したのですか。</p> <p>◆名神高速道路 小曾根高架橋他2橋耐震補強工事 〔一般競争入札〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の工事を受注されたため、技術者を配置できなくなったとの理由です。 ・施工する構造物の箇所に応じて、個別具体的な提案がなされていたため、その点を評価しました。

意見・質問	回 答
<p>・付加点を付与した理由は、技術評価項目の中のどの点に差があったのですか。</p> <p>・書面上で記載された技術提案に関する効果の実績はどのように確認するのですか。</p> <p>・評価しなかった提案内容について説明請求がされていますが、質問者は納得されましたか。</p>	<p>・特筆した提案があり、他者に比べて優位性があると判断しました。</p> <p>・実際の現場で施工した実績の写真等により、他工事での施工実績において効果があるということを確認しています。</p> <p>・提案した内容のどの部分が評価に至らなかったのかを文書で回答しており、その後の再請求はございませんでしたので、ご理解いただいていると考えております。</p>
<p>◆福知山高速道路事務所管内（特定更新等）盛土補強工事（令和4年度） 〔条件付一般競争入札〕</p> <p>・入札参加者の入札価格とNEXCOの積算価格に乖離があったようですが、今後は乖離を解消できるような積算に反映されるのですか。</p>	<p>・NEXCO3社において毎年定期的に歩掛を確認し、大きく実態との乖離が認められる場合には、基準の見直しを行っております。</p>
<p>◆和歌山高速道路事務所管内 伸縮装置取替工事（令和4年度） 〔条件付一般競争入札〕</p> <p>・2者入札を辞退していますが、理由は何ですか。</p>	<p>・他の工事を受注されたため、技術者を配置できなくなったとの理由です。</p>
<p>◆新名神高速道路 甲賀土山IC受配電設備改造工事 〔随意契約〕</p> <p>・設備の改造工事は、通常どのように契約手続きを行っているのですか。</p> <p>（調査等）</p>	<p>・設備の改造工事が必要になる場合は、当初にその設備を独自のノウハウで機器製作・設置・施工した業者に改造を依頼しなければ、安全かつ効率的に施工できないため、一般的にその業者に特命随意契約で発注しています。</p>
<p>◆近畿自動車道名古屋神戸線（大津～城陽）宇治田原町 大型物件再算定業務</p> <p>・受注者の選定経緯は従前この契約を行っていたからですか。</p>	<p>・その通りです。</p>

意見・質問	回 答
<p>・当初契約の際に、再算定になる事態を予測できなかったのですか。</p> <p>(維持管理役務及び物品・役務)</p> <p>◆阪和地区凍結防止剤等購入</p> <p>・質疑等なし</p>	<p>・当初は一般的な算定基準に基づいて算定していましたが、実際に協議を進めていく中で、特殊事情を考慮した特別な算定が必要となったものです。</p>

委員会による意見の具申又は勧告の内容

意見の具申及び勧告なし
